

○議事日程（令和５年３月16日第２日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 議会運営委員会の報告

日程第３ 諸般の報告

日程第４ 町政一般に関する質問

日程第５ 発議第３号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 大 橋 三 男

○出 席 議 員

1 番	西 脇 康	2 番	清 水 由美子
3 番	小 寺 光 信	4 番	北 倉 義 博
6 番	長 澤 龍 夫	7 番	大 橋 三 男
8 番	吉 田 太 郎	9 番	早 崎 百合子
10番	野 村 永 一	11番	田 中 敏 弘
12番	松 永 民 夫	13番	水 谷 久美子

○欠 席 議 員

なし

○欠 員

1 名

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長	川 地 憲 元	副 町 長	田 中 一 也
教 育 長	森 島 恵 照	総 務 部 長	川 口 智 也
特命事項推進監兼 総務部税務課長	藤 田 勝 彦	副特命事項推進監兼 総務部総務課長	近 藤 晴 彦
総 務 部 長 企 画 財 政 課 長	尾 前 眞 理	住 民 福 祉 部 長	大 倉 修
住 民 福 祉 部 長 住 民 環 境 課 長	小 里 克 昌	住 民 福 祉 部 健 康 福 祉 課 長	近 藤 真由美
住 民 福 祉 部 長 子 ど も 課 長	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	松 岡 弘 泰
産 業 建 設 部 長 建 設 課 長	問 山 剛	産 業 建 設 部 産 業 観 光 課 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 長 水 道 課 長	加 納 康 宏	会 計 管 理 者	高 橋 正 人

会 計 課 長	若 山 実 穂	教 育 委 員 会 長	中 島 恵 美
教 育 委 員 会 長	大 橋 嘉 代	教 育 委 員 会 長	西 脇 直 樹
教 育 総 務 課 長		生 涯 学 習 課 長	
消 防 長	坂 口 貴	消 防 総 務 課 長	古 川 博 規

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	中 島 和 哉	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(大橋三男君) 皆さん、おはようございます。

令和5年第1回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をよろしくお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(大橋三男君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員の出席であります。

また、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。

また、役場1階ロビーのモニターにてインターネットライブ中継を放送いたしております。

ただいまから令和5年第1回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(大橋三男君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、9番 早崎百合子君、10番 野村永一君、以上を指名いたします。

○議長(大橋三男君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

3月15日に議会運営委員会が開催され、本定例会2日目及び最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 早崎百合子君。

○議会運営委員長(早崎百合子君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

3月15日午後1時30分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第1回養老町議会定例会(最終日)の日程等について及び水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議の日程等についてであります。

まず、協議事項1. 第1回養老町議会定例会(最終日)の日程等につきましては、議事日程につきましては、会議録署名議員の指名、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第33、議案第31号 令和5年度養老町一般会計補正予算(第1号)の1件を議案として上程し、審議することと決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、日程第33、議案第31号 令和5年度養老町一般会計

補正予算（第１号）の１件については、上程後、提案理由の説明を受け、質疑・討論を経て採決することと決定いたしました。

次に、協議事項２．水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議の日程等につきましては、水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議についての議案が養老町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により議長に提出されましたので、議会２日目の会議録署名議員の指名、議会運営委員会の報告、諸般の報告、町政一般に関する質問を順次行い、その後に水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議についてを議案として上程することとし、当議案の審議方法につきましては、この議案は議員発議でございますので、提出者から趣旨説明を受け、質疑を行った後に討論を経て採決をすることと決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（大橋三男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（大橋三男君） 次に、日程第４、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第56条第１項の規定に基づき、議員１人当たりの質問・答弁の時間を60分以内といたします。

それでは、４名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、11番 田中敏弘君。

○１１番（田中敏弘君） 議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、１問、一般質問をいたしたいと思えます。

題目としては、園の安全管理体制についてであります。

この項目は、園児に対しての通園バス置き去り死亡事故防止と、もう一点は虐待防止に関してただしたいと思えます。

まず園児の通園バス関連についてであります。静岡県牧之原市の認定こども園に通う３歳女児が、昨年５月、通園バスに置き去りにされて死亡しました。園は、降車確認を怠るなど、一昨年７月に福岡県で起きた同様の痛ましい事件の教訓は生かされませんでした。

園が開いた記者会見で、思い込みや怠慢など複数のミスが重なり、事件につながった実態が明らかになりました。

まず、本来の運転手が休みで急遽通園バスを代わりに運転することになったこども園の当時の理事長と同乗した派遣職員は、降車確認をせず、３歳女児を残したまま園舎に

移動、理事長は、車内の清掃も消毒もしませんでした。

園は、スマートフォンアプリを使った登園管理システムを導入していたのに、派遣社員は、3歳女児の登園を確認しないまま登園と入力していました。担任は、3歳女児の保護者から欠席の連絡がなく、クラスに姿もないと分かっていたのに無断欠席かもしれないと思い込み、園側は、連絡しないまま来ない園児もいると釈明しております。

なぜ通園バス園児置き去り事件は繰り返されたのか。要因の一つとして、安全管理が保育現場任せになっていた実態があるのではないかと。園内での保育と異なり、送迎は付加的なサービスとして行われており、園と保護者による私的契約と位置づけられており、国は送迎に関する基準を作成しておらず、基本的に指導や監査の対象外、保育施設における安全管理の事実上の死角となっているとメディアが報じております。

政府は、福岡県の事件の後、自治体に安全管理を求める通知を出ただけで、静岡の事件を受け、ようやく重い腰を上げ、マニュアルの作成や、送迎バスを保有する認定こども園、幼稚園や保育園への一斉点検や実地調査に乗り出しました。

実地調査は、昨年9月から12月に、通園バスを保有する保育所や幼稚園、認定こども園など約1万か所を対象に実施、乗降時の安全管理などに何らかの課題があったのは、全体の19.5%でした。施設別では、認可保育所などが21.3%、認可外保育施設の31%、幼稚園の18%、認定こども園の17.1%、これは幼保連携型ですが、であったと公表しております。

通園バスの安全対策ポイントとして、全国の幼稚園などのバスに対して、約4万2,000台ですが、1つ、本年4月から安全装置の設置を義務化。1つ、保育所、認定こども園なども義務化対象。1つ、装置1台当たり17万5,000円を上限に補助。1つ、違反した園は業務停止命令の対象になる。1つ、義務化から1年間は点検表などの代替手段を認める。政府は6月末までの設置完了を目指すとしております。また、費用補助の対象となる安全装置のリストも公表、補助額の上限は装置の標準的な価格と同程度に設定しているため、園側の負担は実質的にはなくなるとしております。リスト公表前に設置した場合、国土交通省が定めた装置のガイドラインに適合しておれば、補助の対象に含めるとしております。

画面でちょっと見づらいか分かりませんが、送迎バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインの対象となる装置として、ブルーの白抜き文字がございますが、降車時確認式の装置と自動検知式の装置でございまして、やはり、降車時確認式の場合は、運転手がキーを抜いて、そうすると車内である程度ミュージックが流れて、運転手が後方の警報装置を、ボタンを押して鳴らないようにすると。それを怠るとブザーが鳴るということです。それから、下の段の自動検知式の装置、これはセンサーが車の中にセッティングしてありまして、それによって園児が残っておった場合に、こういうふうに残っておった場合にはこのブザーが鳴ると、こういう施設でございます。

それから、ガイドラインにおいて規定された主な要件としては、1 番目として、運転者等が車内の確認を怠った場合には、速やかに車内への警報を行うとともに、15分以内に車外への警報を発すること。それから2 点目、子供等がいたずらできない位置に警報装置を設置する。下のほうでは駄目、上のほうにつけると。それから3 点目は、十分な耐久性を有すること。いわゆる温度としてはマイナス30度からプラス65度まで、耐温性、耐震性、防水・防じん等の機能を有しておくこと。それから最後に4 点目としては、装置が故障、電源喪失した場合には、運転者等に対してアラーム等で故障を通知すること、このように示しております。

また、義務化しないものの、設置を促す小・中学校や放課後児童クラブのバスについては8 万8,000円まで補助するとしております。

次に、虐待防止に関してであります。

静岡県裾野市の私立保育園で、保育士が園児の足をつかんで宙づりにするなど、3 人の保育士による15例にも及ぶ虐待事件（暴行容疑）が昨年6 月に発生しました。裾野市は、8 月に内部事情を知る人物からの情報提供で事態を把握、調査を進める一方、市民に問題を公表せず、保護者への説明も見送っていました。保育園の親の会は、子供の心の傷は数年後に影響が出ることもあるとし、事態を把握した時点で速やかに家庭に知らせるべきだったと強調しております。

12月に静岡県と裾野市が当該保育園を特別監査、さらには静岡県警が私立保育園の家宅捜索に入っておりますし、ほぼ同じ時刻に自宅で保育士の女性3 人を逮捕しております。地元メディアによると、園児虐待は常態化か、さらには園ぐるみで誓約書で口止めをさせる、園ぐるみでの証拠隠滅を図った疑いが持たれていると報じております。

令和5 年度予算において、子ども家庭総合支援拠点事業として予算計上がございますが、児童虐待防止のワークショップの開催が予定されております。私も非常に虐待防止の一助になるように期待しております。

これらのことを踏まえ、5 点についてお尋ねします。

この事件後、町内保育園の実態調査は実施されたのか。調査結果はどのような実態であったのか。

2 点目、調査結果を踏まえ、対応策、指示は通知したのか。

3 点目、国の基準で、例えば保育所の3 歳児は20人に対して保育士を1 人、4 から5 歳児の場合は30人に1 人を配置すると規定しておりますが、欧米に比較すると少ないのが現状であります。事故の背景には人手不足が影響していると指摘する声がありますが、町として現場の分析、将来の構想をどのように考えておられるのか見解を求めます。

なお、施政方針で、乳幼児の随時入園体制を充実させるため、基準以上の保育士を配置する私立園に対する支援を実施いたしますと今回の当初予算に入っております。

4 点目、識者は、保護者の保育園側の職員との関わり方や、事故防止の働きかけが大

切であるとしております。当町が保護者に対して対応はされたのか伺います。

5 点目、国土交通省は、園児送迎用バスの置き去り事故防止の安全装置のガイドラインで規定し、公表しております。この安全装置設置車両を誰が検査、確認するのか。

以上 5 点についてお尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） ただいまの田中議員の御質問につきまして、実務的な内容が含まれますので、私のほうから回答させていただきます。

1 点目、2 点目の質問でございますが、通園バス置き去り事件への対応については、国から令和 4 年 9 月 9 日付にて送迎バスを有する全ての保育所等に対して緊急点検を行うよう通知があり、当町におきましては、令和 4 年 11 月に当課担当職員による送迎バスを有する私立の保育園 3 園、認定こども園 1 園の計 4 園に対し、現地点検を実施いたしました。

調査項目としては、連絡がなく子供がいない場合の保護者への確認体制、職員間における情報共有の体制、乗降時における園児の人数確認などのチェック体制について調査し、各園いずれも適正に実施されていることを確認いたしました。

今後の対応方針につきましては、乗降時に点呼等による利用園児の所在確認を行うことなど、バス送迎に当たっての安全管理の徹底の指導をしてまいります。

虐待等の不適切な保育への対応については、国より令和 4 年 12 月 27 日付で実態調査の依頼があり、令和 5 年 1 月に、虐待等不適切な保育が疑われた事案の有無や虐待等不適切な保育の事案の把握、対応の体制について、公私立全ての 11 園を対象に実態調査し、各園いずれも適正に実施されていることを確認いたしました。

特に虐待等の件に関しては、1 月の公私立園長会において、国が作成した不適切な保育の未然防止及び発生時の対応についての手引と全国保育士会作成の保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリストを配付し、各園で改めて保育の在り方を点検していただくよう依頼いたしました。

今後も、虐待等不適切な保育がなされないよう、職員に対し定期的な研修を実施するとともに、毎月実施している公私立園長会において、国、県などの情報共有や各園での意見交換を行うなど、送迎バスの適正運行の実施及び虐待等不適切な保育がなされないよう、安心・安全な園運営がなされるよう助言、指導をしてまいります。

3 点目の質問でございますが、各園とも国の配置基準は満たしておりますが、保護者ニーズとして、入園児の低年齢化などにより、保育の現場としては、よりきめ細やかな保育をするには十分な人員でないことが喫緊の課題であります。

このような状況を踏まえ、保育環境の向上を図るため、国の配置基準以上に保育士を配置できるよう、私立園に対し、低年齢児保育促進事業を実施いたします。新年度予算において、私立 6 園分の補助金 553 万 6,000 円を予算計上しております。

4点目の質問でございますが、通園バス置き去り事件や虐待等不適切な保育がなされた原因の一つとして、日常的なコミュニケーション不足による園、保護者双方の信頼関係の構築が不十分であったのではないかと考えます。町といたしましては、信頼関係が構築できるよう、日常的に園、保護者双方が報告などの情報共有や連絡体制を強化すること、定期的な保護者会の開催や職員への研修会を通して、コミュニケーションの重要性について周知してまいりたいと考えております。

最後に、5点目の質問、安全装置設置の確認等のチェックは誰がするのかということですが、町補助金交付規則第15条第1項では、職員によりその内容の審査及び必要に応じて現地調査をさせ、当該補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しているか否かを検討するとされていることから、当課担当職員にて設置の確認をいたします。

また、保育所等については、毎年県による運営状況等の監査が実施されており、町職員も同行しておりますので、その際にも運用状況の確認を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） ただいま回答で、園児送迎バスの現地点検を実施、虐待等の不適切保育対応についても実態調査をし、各園いずれも適正に実施されていると確認されたとのことですが、ひとまずほっとしておりますが、こういった件はいつどこで発生するかもしれませんので、引き続きしっかり対応されることを望みます。

再質問をします。

置き去り防止装置の補助金額について、新聞報道によると、国は17万5,000円を上限に補助すると報じております。

令和5年度の予算の提案説明では、1台当たり20万円で5台分の100万円予算計上してあるとの説明があったと思いますが、であるならば、国の予算17万5,000円に町が2万5,000円上乗せして、20万円最大補助するとの理解でいいのか。

2点目、また1園当たり何台まで補助を受けることが可能なのか伺いたいと思います。

また、3点目としては、先ほどの回答の中の5点目の園児送迎用バス置き去り事故防止の安全装置検査・確認の件で、事故防止、安全意識向上のため、各園独自で作動確認を定期的にするため、バス管理責任者を選任、設置することが大切なのではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（大橋三男君） 香川子ども課長、自席にて答弁。

○住民福祉部子ども課長（香川明美君） 田中議員の再質問に回答させていただきます。

1点目の質問でございますが、令和5年度予算の積算根拠といたしまして、岐阜県の令和4年度12月補正予算において、安全装置の設置に対し1台当たり20万円にて予算計

上されていたことを基に、町においても1台当たり20万円で予算計上をいたしました。しかし、令和5年3月6日付で国から補助要綱が示され、補助上限は1台当たり17万5,000円でありましたので、同様に補助上限は1台当たり17万5,000円といたします。

2点目の質問でございますが、国の補助要綱では1園当たりの台数の上限は設定されておきませんので、園で実際に運行しているバスの実台数分を補助対象といたします。

3点目の質問でございますが、子ども・子育て支援法の規定にて、各園に法令遵守責任者が選任されており、送迎バスの運行につきましても、責任者の確認の下、適正に実施されております。

今回の安全装置の設置に当たり、これまでの確認事項に加え、装置の作動確認も定期的に実施されるよう、町といたしましても、各園に対し助言・指導を行い、事故防止や安全意識の向上に努めてまいります。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 11番 田中敏弘君。

○11番（田中敏弘君） 再々質問をします。

令和5年度施政方針の町政運営の基本方針の中の2つ目に、子育て支援策の充実として、「子は宝です。地域ぐるみで見守り、育てる、温かい環境の醸成を図ってまいります」と記してあります。この私の質問のテーマについて町長の所見をお尋ねし、私の質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 田中議員の御質問に御回答申し上げます。

御質問にもございました保育士による虐待、また送迎バスの死亡事故の件につきましては、決してあってはならない事故でありまして、御冥福をお祈りするとともに、亡くなられました御遺族に対しましては、心からお悔やみを申し上げたいと思います。

当町においては、バス送迎時の置き去りや不適切な保育とともに調査の結果、対象となる事案はございませんでした。このような悲しい事故、事件が起きないように、各園に対し研修等を実施し、事故防止に努めてまいりたいと考えております。

また、保育士不足は大きな課題であるとも認識しております。少しでも保育士の負担を軽減し、正しい判断の下、保育に従事できるよう、人員の確保や施設整備を行い、より一層保育環境の向上を図ってまいりたいと考えております。

保護者が安心して子育てできるよう、園との連携体制、信頼関係の構築を強化し、園での活動を通じて保護者や地域の皆さんと一体となり、みんなで子供たちを守り、育てていくといった温かいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○11番（田中敏弘君） 終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、11番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

それでは次に、9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、男性用トイレ個室へのサニタリーボックスの配備について質問させていただきます。

現在、日本では2人に1人ががんと診断される時代です。厚生労働省が2022年9月に公表した2021年の人口動態統計によると、がんによる死亡は、男性が22万2,467人、女性が15万9,038人となっております。また、男性において、罹患した部位別のがんについて、厚生労働省と国立がん研究センターにより2022年5月に公表された2019年の全国のがん登録によると、前立腺がんが9万4,748人と最も多く、次に大腸がん8万7,842人となっています。

前立腺がんなどは、たとえ医療によって治ったとしても頻尿や尿漏れなど症状が残る場合も多く、おむつや尿漏れパッドを使用する方も一定数おられると聞いております。そのため、外出先で使用済みのこれらを廃棄するとき問題になるのが、男性用個室トイレに廃棄する入れ物、一般的にはサニタリーボックスといいますが、それが無いということです。そのため、使用済みパッドの持ち歩かなくてはならないなどの問題でございます。

現在、女性用トイレの個室には、生理用品等を捨てるサニタリーボックスが常設されており、これは今では当たり前となっています。しかし、男性用トイレの個室にはサニタリーボックスの設置がされているケースはあまり聞きません。そのため、尿漏れパッドの処理に困り、トイレ内に放置や便器内に流して詰まらせるケースもあると聞き及んでいます。今後は高齢の方も増加してきますので、男性用トイレへのサニタリーボックスの声も増えていくものと考えています。女性だけのものではなく、男性に対して柔軟に対応することが必要であると考えます。

また、人工肛門をつけた袋を取り替えると破棄する場所がなく、かばんに入れて持ち帰ったという話も、気持ちがいって外に出るのがおっくうになった、せめて多目的トイレなどに置いてくれたら助かるという声も聞きます。何よりも数多くの方が社会復帰を果たしており、トイレ利用は社会参加の土台ではないかと考えます。

そこで、次の質問をいたします。

本町においても、行政サービスを提供する施設として、本庁舎をはじめ、町公共施設にも男性用個室トイレへの設置を進めていくべきであると考えます。本町の現状と今後の対応についてお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 早崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

男性用のサニタリーボックスの設置状況につきましては、本庁舎の状況でございますが、女性用トイレや多目的トイレには備え付けておりますが、男性用個室トイレには設置しておりません。また、それ以外の町公共施設におきましても、老人福祉センターほ

か2施設、3か所に設置している状況でございます。

議員御提案のとおり、公共施設のトイレは、不特定多数の方が安心して利用する、利用できる環境への配慮が必要であるというふうに考えております。トイレを使用することは日常生活を送る上で欠かせないことであり、安心して公共施設の利用をしてもらえるためにも、サニタリーボックスの設置は有効な手段であるものと考えております。

今後、各施設の利用状況やトイレ個室スペースなども考慮し、順次取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 9番 早崎百合子君。

○9番（早崎百合子君） 御答弁をいただきましてありがとうございます。

非常にデリケートな問題であり、なかなか声を出して言いにくい部分もあると思います。サニタリーボックスがないため不便を強いられている人の中には、尿漏れパッドの存在を知られたくないとする方もおられると思います。尿漏れの原因は病気ではありません。男女の別なく加齢でも起こり得るものです。今は、健康増進のためスポーツで汗を流す中高齢者向けに、様々なパッドやパンツ型のおむつも普及しております。不安のないよりよい生活を送る意味にも、早期にサニタリーボックスの設置をお願いいたしまして、私からの一般質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、9番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 議長に質問の許可をいただきましたので、私からは太陽光発電設備に関する条例について質問をさせていただきます。

この質問については、令和3年12月定例会で質問させていただきました。質問当時は、静岡熱海市で大規模な土石流の発生という災害があり、当町でも山の斜面に設置された太陽光発電設備について、災害の心配や住環境の心配が起き得ることから、町独自の規制条例を制定する必要があるのではということで質問させていただきました。小規模でも地域住民の不安解消につなげる、今後の課題についても調査、分析を続けると答弁をいただいています。

前回の答弁の中で、太陽光発電設備の設置は空き地活用であり、耕作放棄地で雑草管理に悩む地域の生活の環境改善につながるという答弁をいただきましたが、そのような意見の反面、太陽光発電設備の設置に困惑の声も様々あります。

前回の質問以降も空き地活用での太陽光発電設備の設置は数か所あり、不安の声をお聞きしております。集落地にある太陽光発電設備においては、民家のすぐ横にパネル面が設置されており、玄関を出るとスペースもなく前にパネルが広がるお宅や、家のすぐ裏に、こちら空きスペースも少なくパネルが設置されているというケースがあります。

家の隣に太陽光パネルが設置されたお宅では、風当たりがとてもきつくなった、夏の

日照り・反射光が心配、庭木が切られた、また自分の地域に太陽光発電が来るとは知らず、整地が始まり、太陽光発電設備と知ったという声もお聞きしています。町にはこのような住民の声は届いていますか。

今定例会初日、町長施政方針でも、再生可能エネルギーの利用促進を図るため、県補助金を活用した太陽光発電設備等補助金事業の継続をしていくと予算が組まれました。

1つ目の質問として、令和4年6月定例会では、住環境衛生事業に係る太陽光整備補助金として815万円計上されました。実績はどれぐらいありますか。また、住宅用としての補助金ですが、住宅内も対象でしょうか。

2つ目として、設置から10年以上たち、耐用年数が近づいているパネルもあると思います。太陽光パネルは、有害物質である鉛、カドミウム、セレンなどを含んでいることから適切に処分しなくてはならず、決められた方法で廃棄しなければ法律違反となり、懲役刑、罰金が科せられることもあるということ、設置事業者が廃棄をする場合はよいのですが、そうでない場合、土地の持ち主が処理することになります。有害物質を含む発電設備ということで、素人の撤去は様々な危険が伴うため、専門業者に委託することになります。有害物質の流出などの公害対策についてはどうなっていますか。

3つ目として、廃棄する場合は、西南濃粗大廃棄物処理センターに持ち込むことはできますか。

○議長（大橋三男君） 小里住民環境課長、自席答弁。

○住民福祉部住民環境課長（小里克昌君） それでは、清水議員のただいまの御質問につきまして、実務的な内容も含みますので、私のほうから御回答させていただきます。

1点目の御質問の太陽光発電設備等設置費補助金の実績につきましては、令和4年6月の補正予算後、令和4年8月から令和5年1月までに事業が完了し、実績報告書の提出があったものとして、太陽光発電設備が3件で補助金交付額92万5,000円、蓄電池が2件で51万6,000円でございます。

また、養老町太陽光発電設備等設置事業補助要綱では、補助対象要件の一つに、養老町内で自ら居住する住宅敷地内に設置するもので、発電した電力量の30%以上を申請した住宅内で自ら消費するものとし、既設の住宅や敷地内のカーポート等に設置する場合は、補助対象としております。

なお、住宅敷地から離れた場所にある空き地等への設置については、例えば発電した電力を電力会社の送電網を使って自宅に送って使用する場合は、補助対象外となります。また、国や県からほかの補助等を受けて設置する場合や再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づくFIT制度やFIP制度の認定を取得する場合は、補助対象外となります。

2点目、御質問のパネルの老朽化などに伴う有害物質の流出などの公害対策につきましては、環境省が公表している太陽光発電設備等のリユース・リサイクル・適正処分に

関する報告書では、現在使用されている太陽光発電パネルに含まれる有害物質には、鉛、カドミウム、ヒ素、セレンなどが上げられています。

また、同省の太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインでは、老朽化や破損等の解体撤去作業における安全管理対策が明記されております。例えば水漏れ防止対策では、パネルガラスの破損により、雨水の水漏れによる含有物質の流出するおそれや感電の危険性が高まるおそれがある場合は、遮光用シートで覆うなどの対策を取る必要があります。

また、有害物質のセレンやカドミウムを含む製品は特定のメーカーの製品に限られ、特にカドミウムを含む製品については、メーカーが使用後の回収を引き受けているものもあります。

鉛は、発電パネルの発電セルや電極等の電子回路基板に含まれるものの、樹脂材等で強固に封着されており、カバーガラスの割れやバックシートの亀裂等により有害物質が直接環境に触れる可能性は小さいと考えられています。

また、使用済み発電パネル等の取扱いについては、専門知識を有する事業者や処理事業者により適切な撤去やリサイクルを行うことで、環境への影響を未然に防ぐことが求められます。最終的にリサイクルを行わず、埋立処分をする場合には、鉛等の有害物質を含有する可能性のあることから、産業廃棄物として管理型最終処分場に埋立てされることになっております。

3点目御質問の西南濃粗大廃棄物処理センターへの持込みにつきましては、環境省のガイドラインでは、使用済み太陽光設備を解体撤去する場合は、電気工事士法に基づき、第一種電気工事士や二種電気工事士の資格を有する者による工事が義務づけられ、解体後は産業廃棄物として、金属くず、ガラスくず、廃プラスチックの混合物として取り扱われます。また、収集処分の委託についても、それらの許可品目を取り扱う事業者適切に依頼する必要があります。そのため、一般廃棄物を処理する西南濃粗大廃棄物処理センターへの搬入は不可となっております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 再質問をさせていただきます。

県補助金を活用した家庭用太陽光発電設備は、今年度も計上されておりますので、増えるわけではありますが、それ以外、空き地活用、小規模、中規模の太陽光発電設備もまだまだ増えるのではないかと思います。自分の地域にはもう設置が難しいため、養老町に来ているという関東からの業者があると住民からの声があります。また、海外企業からという場合もあります。最後まで責任を持っていただける業者の場合はよいですが、数年たち、売却され業者が代わっていくケース、外国企業も含め、簡単に連絡がつかないケース、廃業となるケースもあり、トラブルがあった際の責任の所在が明確にな

らない場合もあると聞いております。

1つ目の質問として、集落地にある小規模な太陽光発電設備に対して、設置するに当たり住民から相談があった場合、どのような対応をされておられますか。

国が進めている施策ではありますが、このようなトラブル以外にも様々な問題があります。

昨年より電気代の高騰が続いており、家計を直撃しております。オール電化で家族で住んでおられるお宅では1か月5万円以上の電気代で、奥さんのパート代の半分为電気代とのこと、大家族ではそれ以上です。企業においても同じであり、当町も光熱費高騰の影響を受けております。

再エネ普及のために徴収される再エネ賦課金は、既に電気代の1割を占め、今後も増える見込みです。今、安くて安定した電力こそ必要であり、動かせる準備が整った原発はすぐに動かし、電気代の高騰に歯止めをかけることが大切であると思います。

また、今後、今まで以上に太陽光発電設備が各家庭に増えることにより、太陽光パネルの大量廃棄が現実となってきます。適切な処理、不法投棄の問題も出るようになると思います。

前回の質問で、当町にとって必要な対策が取れるよう、規制に関する条例の制定に向けて、他市町の規制に関する様々な条例を調査・研究すると答弁をいただいております。

2つ目の質問として、質問から1年以上たち、どのような調査・分析をされましたでしょうか。また、調査・研究はどのように進んでいますでしょうか。

住民とのトラブルを防ぎ、安心・安全に住める養老町であり続けられるよう、必要な事項を定める条例が必要と思われませんが、いま一度見解をお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 1点目につきましては、私のほうから御回答申し上げます。

本町に寄せられます相談の中には、地域で太陽光発電設備設置後の生活環境の変化に関するものもございます。脱炭素社会の実現のため、国、県もカーボンニュートラルを推進しており、太陽光発電設備の事業は、今後も再生可能エネルギーとしてまだまだ普及していくことが見込まれております。そのようなことから、町内の貴重な森林、農地等の良好な自然環境を守り、住民の方が安心して生活できる住環境の保全に向けた相談体制の構築が重要であると考えております。

なお、町民の皆様からの御相談につきましては、民民の話などを除いては、行政が立ち入れる範囲で、事案ごとに担当課で丁寧に対応をさせてもらっております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席答弁。

○産業建設部建設課長（問山 剛君） 2点目の再質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私から御回答させていただきます。

2点目の令和3年12月一般質問の条例・規制に関する調査・研究の状況についてでございますが、現在、県下15の自治体が条例や要綱で規制しており、その多くは東濃地方の自治体となっております。

規制の要件といたしましては、1,000平方メートル以上の土地で事業を計画する場合、発電量が一定数以上になる場合などいずれかで規制し、全て事業者からの届出制としております。

現在、養老町では、町宅地等開発行為に関する指導要綱に基づき、5,000平方メートル以上の土地開発事業による規制、これは太陽光発電設備設置事業も含むものでございますが、事業者との事前協議、加えて地域住民など関係者への十分な周知、指導を行っております。

揖斐関ヶ原養老国定公園の養老山地をはじめとした西濃地域は、東濃地域に比べ丘陵地が少なく、太陽光発電設備の設置に当たり土地の開削が伴わない場合も多いことから、規制する自治体は少数にとどまっている状況にあります。

しかしながら、県は脱炭素社会の促進を掲げ、地域と共生した太陽光発電設備の普及拡大を図っていくとしております。町といたしましても、地域住民が安心して生活できるよう、環境面の整備とともに、継続して設備を適正に管理していくことが必要であるということも認識しております。

令和5年2月17日に開催されました県省エネ・新エネ市町村会議において、今後、国が規制強化等の法改正を行うとしており、県も来年度から市町村と連携し、1,000平方メートル以下の小規模の発電規模の個別事案も含め、パトロールの実施とともに、周辺環境への影響調査や不適正な設置事業者に対し指導できる体制を整備していくとしております。まずは国や県の動向を注視しながら町関係課で議論してまいりますので、現段階において条例の制定につきましては考えておりません。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） お隣の関ヶ原町では、令和5年4月1日より太陽光発電設備設置事業の指導に関する要綱が施行されます。太陽光発電設備の設置区域の土地の合計面積が1,000平方メートル以上であります。設置区域周辺の災害防止、自然環境の保護及び生活環境の保全並びに地元自治会等への周知など、太陽光発電設備設置に当たって必要な事項を定め、事業者の協力を求めるものです。

事業者は、設置事業を計画するに当たり、生活環境に影響を及ぼすおそれのある範囲内の地元自治会等に対し、あらかじめ計画の内容、工事施工方法等を周知し、調整を図っておくもの。町長は、事故等防止のための必要があると認めたときは、当該事業者に対し適切な措置を講ずるよう求めることができるなど、関ヶ原町ホームページに要綱の内容がアップされております。

よい業者もおられますが、反面、そうでない業者もあるとお聞きしています。山間部や子供がおられなくなった地域などの集落地への太陽光発電設備の設置は、高齢者のみの御家族、独り暮らしの高齢者も多いため、地元自治会と共に施工内容を確認するということは、悪質な業者から住民を守り、設置後のトラブルを減らしていける本当に大切なことであると思います。

来年度から、県も市町村と連携して、1,000平方メートル以下の小規模な発電設備の個別案件も含め、パトロールの実施、指導できる体制を整備していくとの回答をいただきました。1年先からとなりますので、一日でも早く、当町におきましても事業を事前に指導できる体制を構築していただくとともに、今後の条例制定を要望いたしまして、次の質問に入ります。

相続土地国庫帰属法について質問させていただきます。

この質問は、令和4年3月定例会にて、自主財源の見通しについての中で質問させていただきました。

相続土地国庫帰属法は、所有者不明土地の発生抑制のため、また遺贈により土地所有権を取得した相続人が土地を国に帰属させることを可能とする制度です。

土地を国庫に帰属することで当町の固定資産税が減少するのではないかと、また帰属されることで土地の使用、売買に影響が出るのではないかと令和4年3月定例会でお尋ねいたしました。質問当時は、まだこの制度の詳細が国から提示されておりましたが、今年、令和5年4月27日から開始されるということで、法務省から詳細が示されております。

こちらが流れになります。

こちらが相続時に土地を手放す方法として考えられる各種の手續の比較であります。

こちらが帰属制度のメリットとデメリットになります。

メリットとしては、1筆の土地単位で申請することができる、国が引き取るための基準が明確である。デメリットとしては、相当額の負担金を払うことが必要、共有者がいる場合は全員が共同して申請する必要があるとあります。

申請手續は、法務局本局の国庫帰属申請窓口で、申請から帰属決定まで半年から1年ほどかかるということ。資料も多く、一般には理解が難しいと感じます。

質問をさせていただきます。

町民に分かりやすい形で、帰属できる土地の要件や負担金、帰属後の管理・処分についてお聞かせください。

○議長（大橋三男君） 藤田特命事項推進監、税務課長、自席答弁。

○特命事項推進監兼総務部税務課長（藤田勝彦君） 議員の質問につきましては、事務的な内容になりますので、私のほうから御回答させていただきます。

初めに、帰属できる土地の要件についてですが、土地の管理コストの国への不当な転

嫁やモラルハザードの発生を防止するために、通常の管理・処分をするに当たり過分の費用または労力を要する土地として、国庫帰属のできない要件が次のとおり法令で定められています。

申請ができない土地といたしまして、建物の存在する土地、担保権または使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地、通路その他の他人による使用が予定される土地が含まれる土地、土壌汚染対策法上の特定有害物質により汚染されている土地、境界が明らかでない土地、その他の所有権や帰属または範囲について争いがある土地が示されています。

また、審査の段階で該当すると判断された場合は不承認となる土地といたしまして、勾配が30度以上であり、かつ高さ5メートル以上の崖がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用または労力が要するもの、土地の通常の管理または処分を阻害する工作物、車両または樹木その他の有体物が地上に存在する土地、除去しなければ土地の通常の管理または処分をすることができない有体物が地下に存在する土地、隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ管理・処分ができない土地、その他通常の管理または処分をするに当たり過分の費用または労力を要する土地が政令において示されています。

次に、申請者が負担する負担金につきましては、要件審査を経て法務大臣の承認を受けた者は、負担金通知を受け、政令によって定められた金額を支払うこととなっています。

負担金は、土地の性質に応じて、標準的な管理費用を考慮して算出された10年分の土地管理費相当額とされています。承認申請があった土地は、宅地、農地、森林、その他の4種類に区分され、この区分に応じて納付が必要となる負担金が決定されます。承認申請があった土地は、申請者から提出された書面の審査、関係機関からの資料収集、実地調査などによって、客観的事実に基づいてどの区分に当てはまるか判断されます。

申請土地が宅地、田畑、その他（雑種地、原野等）の場合、原則面積に関わらず1筆20万円とされています。ただし、申請土地が森林、一部の市街地の宅地や一部の市街地、農用地区域等の田畑の場合、それぞれ面積区分に応じ算定した額となります。この算定した額には、巡回のほか、周辺住民の生活環境に支障を生じさせないように、草刈りなどの管理費用が含まれています。

なお、隣接する2筆以上の土地のいずれもが同一の土地区分である場合、申出することで、それらの1筆の土地とみなして負担金を算定することができます。

最後に、国庫に帰属した土地の国の管理・処分につきましては、主に農用地として利用されている土地については農地法に準用し、また主に森林として利用されている土地については国有林野の管理経営に関する法律を準用し、農林水産大臣が管理・処分することとなります。それ以外の土地につきましては、財務大臣が国有財産法により普通財

産として管理・処分されることとなります。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 清水由美子君。

○2番（清水由美子君） 再質問させていただきます。

この制度によって受ける当町の固定資産税への影響をどうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 清水議員の再質問にお答えさせていただきます。

この制度の開始は、将来的な不明土地発生への抑制となる施策ではないかと認識をしております。

お尋ねの固定資産税への影響につきましては、この制度開始に伴い、早急に国庫に帰属する土地が増えるとは思いませんので、固定資産税の大幅な減額に結びつくとは今のところ考えておりません。

帰属後の国での管理による地域保全や売却を含めました土地の処分による利活用に期待しているところでございます。以上でございます。

○2番（清水由美子君） 以上で質問を終わります。

○議長（大橋三男君） 以上で、2番 清水由美子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

（午前10時40分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（大橋三男君） それでは休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3番 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） それでは、議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に沿って御質問させていただきます。

オンデマンドバスとテレワーク施設の2つについて質問いたします。

まず、オンデマンドバスについてでございます。

オンデマンドバスについては、養老町のホームページでは、「オンデマンドバスの運行をしています」2022年1月21日時点のものを掲載しております。

内容では、「オンデマンドバスとは？」予約型のバスです。2012年（平成24年）11月まで運行していた公共施設巡回バス（ゲンちゃん号）は決まった時間に決まったルートを運行する路線バス方式でしたが、オンデマンドバスは運行時間もルートも決まっていません。皆様の予約によって運行時間やルートが決まりますので、皆様の希望に近い条件で乗ることができます。さらに、乗り合わせになりますので、他の予約が入ればそちらのバス停にも寄ることになりますが、予約の際に希望された目的地到着時間は守るように運行しますとあります。

そして、米印といたしましては、皆様の予約状況に合わせて運行しますので、目的地は同じでも経路や目的地までかかる時間は毎回同じにはなりません。また、予約するときは「バスに乗る時刻」か「目的地への到着時刻」のどちらかしか指定できませんとあります。

さらに、米印といたしまして、交通事情や緊急事態等で運行が遅れる場合があります、停留所は252か所ありますと、非常によいことが結構書かれているんですよね。

それで、少し前のことを見てみますと、過去には、1993年に運行し始めた公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の利用者数減少により、交通体系の見直しが行われ、それで、養老町オンデマンドバスが2012年（平成24年）11月15日より試行運行開始がされ、2013年、平成25年ですが、11月1日より本運行が開始されました。これに伴い、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」は、同年の11月30日に廃止となっております。

当時の利用方法は、事前に利用者登録が必要で、利用者証所有者のみ乗車できる。乗車予約は、利用日の前日から当日の乗車予定時刻の30分前まで、受付センターへ電話連絡をする。予約の際に乗車地と目的地を伝え、乗車時刻または到着予定時刻を指定するとあります。

それで、今回はゲンちゃん号とオンデマンドバスについて、関連について質問いたします。質問事項といたしましては、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」からオンデマンドバスへの見直しの経緯について質問いたします。

1点目といたしまして、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の運行時の乗客数の状況について、それから2点目といたしまして、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の停留所の数について、それから3点目といたしまして、公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の一日の巡回ルートについて、4点目、ここからはオンデマンドバスでございますが、現在のオンデマンドバスの路線、オンデマンドバスの導入の経緯と直近の停留所の数について、それから5点目といたしまして、現在のオンデマンドバスの利用状況について、以上5点について御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 問山建設課長、自席にて答弁。

○産業建設部建設課長（問山 剛君） 小寺議員の御質問につきましては、実務的な内容が含まれますので、私から御回答させていただきます。

まず1点目の公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」の乗客者数につきましては、平成8年度の5万4,918人をピークに、平成23年度は3万1,495人と一番少ない乗客者数でございました。

次に、2点目の停留所の数につきましては、町内84か所に設けておりました。

次に、3点目の一日の巡回ルートにつきましては、町役場を発着点として、高田地内を通り、笠郷・広幡地内への東回り、養老・上多度方面への西回り、池辺方面への南回りと牧田川以北（多芸、小畑、日吉、室原方面）の4路線で形成されており、各路線と

も時計回りと反時計回りで各2回の運行をしておりました。

次に、4点目のオンデマンドの導入経緯等につきましては、それまで運行していた公共施設巡回バス「ゲンちゃん号」が定時定路線であった、停車回数も限られ、時間的な制約と、29人乗りのバスであったため町内主要道しか通行できないこと、加えてバス停までの距離や設置箇所への不公平感、1運行の平均乗客者数が10人以下で非効率的であったことが課題でございました。そのため、平成23年度にオンデマンド導入推進委員会を設け、平成24年度にはオンデマンド方式の導入を決定し、同年より試行運転を開始して現在に至っております。

オンデマンド方式により、求める需要に応じたコース運行など時間的制約の解消とともに、集落内などの道幅の狭い道にも通行が可能となるワンボックスタイプの車両を導入・運行することで、利用者の皆様に利便性の高い停留所の設定も可能となることから導入に至りました。

現在は、システムによる経路生成能力の向上により、効率よく運行が可能となっております。

また、停留所の数につきましては、令和5年2月末現在でございますが、251か所となっております。

次に、5点目のオンデマンドバスの利用状況につきましては、乗客者数8人乗りが4台、6人乗りが2台の計6台で運行しております。令和元年度の利用者実績は3万783人、1回の乗合率は1.52人でございました。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大により不要不急の外出抑制が求められたことも影響し、令和3年度の利用者実績は2万2,504人、1回の乗合率は1.32人で推移しております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） ただいまの回答に対しまして、ゲンちゃん号では、乗客者数の減少に伴いオンデマンドバスへの切り替わったことですが、バス停でも84か所から251か所へと確実に増えているのではありますが、当時に比べて高齢者の方が確実に増えております。巡回式から各地への利用形態に変化が見られますが、まだ幾らか不便を感じるとの声が聞かれます。

それで、2点ですが、1点目、今後のオンデマンドバスを、運行についてどのような取組を考えているのか。

2点目、住民の生の声を聞き、それを取り入れていくことも大切であり、必要であると考えerかどうか。

以上の2点について再質問いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 2点についてお答え申し上げます。

これまで、令和2年3月に、養老町地域公共交通網形成計画の策定に当たりましても、地域の懇談会や住民の皆様から利用のアンケートも実施させてもらっております。そういったニーズ調査をする中で、利用される方から土・日のオンデマンド運行を望まれる声を多くいただいております。

今後、町といたしましても、町オンデマンドバス運営委員会や町公共交通会議で協議するとともに、国への届出を経まして、今年秋口には、まず実証的拡充として、オンデマンドバスの土曜日隔週、月2回程度でございますが、運行の実現に向け取り組むとともに、今後も利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 今後のオンデマンドバス運行、ひいては町の地域公共交通の在り方についてですが、地域の公共交通については、少子高齢化や新型コロナウイルス感染症拡大などにより、利用者は減少、施設維持等、採算性の確保が困難になっていることは承知しております。しかしながら、高齢者の方など自動車運転の安全性の観点から免許を返納する方や、核家族により、生活していく上で地域の公共交通の利用は欠かせない手段であります。

今後、ウイズコロナの環境で、実施されるイベント等が多く開催されることが当然予想されます。参加するための手段として、私はオンデマンドバスを活用することへの要請は非常に有効であると考えます。

それで、今後どのように進化させていくのかについて再々質問をしまして、この質問は終わりにしたいと思います。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 小寺議員の再質問に御回答申し上げます。

今後、当町のみならず、全国的にも少子高齢化が急速に進行してまいります。車を運転されない、また免許を返納された高齢者の方はもちろん、学生も含め、生活の基盤として、公共交通ネットワークは町民生活や町の経済発展には欠かせないものであると考えております。

令和5年度からは、オンデマンドバス利用に伴う養老Payでの決済も可能となり、利便性の向上にも努めてまいります。

また、今後、モータリゼーションの進展やデジタル技術の実装など、様々な研究も進められております。

SDGsの目標11「住み続けられるまちづくりを」にも示されておりますが、ふるさと養老に多くの方が住み続けられるよう、オンデマンドバスや自主運行バス、養老鉄道などと併せまして、地域の活性化の手段として公共交通の在り方を議論してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3 番（小寺光信君） ありがとうございます。

次に、2 つ目の質問、テレワーク施設について質問いたします。

令和3年第3回養老町臨時議会録では、次のとおり記載されているもので、5月の臨時議会でのこの事業に補正予算として1億8,736万円が計上され、2割が一般財源として補正することが議決されましたが、大きな一般財源の措置です。町民の理解を得るには、奇策と言われない事業の成果を報告する義務が求められますが、いかがでしょうかの質問に対して、産業建設部産業観光課長は、ただいま採算性が取れるものである必要があるということでございますが、こちらにつきましては、目に見えた形で得られるものと、目に見えない形で得られるものがあると思いますので、その部分で、今後、より有益な方法で事業を進めさせていただきたいと思っておりますと回答があったテレワークの質問のやり取りでございます。

また、これとは別に、2022年5月31日の新聞報道では、養老町のテレワーク施設YOROfficeが、一般社団法人日本テレワーク協会などが定めたセキュリティーの最高評価、トリプルスターに認証され、地方自治体の施設では全国で初めてという快挙も報道されております。場所は、旧寿幸荘の元養老町地域福祉センターのことであります。

さらにこの後、他の会議では、令和4年度養老町行政改革推進審議会（第1回）の議事録ですが、これは令和4年9月29日に養老町で開催された会議のことでございます。このときの審議会会長から、私から1つ質問ですが、YOROfficeというものはどんな施設でしょうか、これはもう既に始まっているのでしょうかという質問がございまして、これに対して事務局は、YOROfficeは昨年度整備しまして、もともとありました町の遊休施設を改修して、テレワークが可能な施設となっております。今年度から運営をスタートしておりまして、指定管理者制度を活用しまして、指定管理者を今年度決めまして、9月から本格的に運営しております。施設の中にはコワーキングスペースや打合せスペースであるとか、またネット環境も整備しまして、コロナが広まってきましたテレワークにも対応できるようにしております。例えば近隣の市町村や愛知県などの企業さんに御契約いただきまして、その社員の方がYOROfficeのほうで勤務できるよう活用できればと思っております。中には個人で事業をしてみえる方も活用されるとなっております。

しかし、結果は少し違ったものが出てしまいました。

さきの審議会の回答では、まさに、模範解答の一つではありますが、ここのところが重要だと思います。

なぜか。テレワークの施設の歴史を見てみますと、テレワークの歴史、アメリカでは、起源は1970年代のアメリカにまで遡ります。1973年と1979年に石油危機が起こり、世界経済に大打撃を与えた時代のことです。大気汚染により環境問題が深刻化する中、その

対策の一環としてテレワークが導入されました。当時はテレコミュートと呼ばれました。この表現を生み出したのは、物理学者のジャック・ニルス氏です。米航空宇宙局の通信システム作業を自宅で行っていたことに由来します。

しかし、まだ高速ネットワーク回線が一般家庭に普及していなかったことから、テレワークは定着しませんでした。テレワークが一般的になったのは、パソコンの利用率が上がった1980年代以降です。1989年のサンフランシスコ地震、1994年のノースリッジ地震という大規模な震災を経験したアメリカは……。

○議長（大橋三男君） 小寺議員、質問の内容につきましては、養老町のテレワーク施設についてでございますので、そちらに集中して質問をお願いします。

○3番（小寺光信君） 途中の説明のところですが、こういうのがないと今のテレワークの理解が進められないもので、順次進めさせていただこうと思います。

じゃあ、それを少し省略いたしまして、結果的には、地震とかそういうものに対しても非常に有効であるということです。

それで、今の状況、じゃあ今の状況だけにします。

今のテレワークの状況では、どのような状況になっているのかといいますと、2020年4月以降、テレワークを行ったテレワーカーの72.7%がテレワークは勤務日の5日以上と回答しておりまして、そのような経験をしてテレワークの継続を希望するかを聞いたところ、希望するは81.8%、希望しないは18.2%ということで、需要が物すごく起きているということなんです。

そういうことを見ますと、こういうのを養老町のテレワークに当てはめてみたときに、今まで養老町、テレワーク施設を1年間運営してきた流れがあると思います。その流れの中で、今回、教訓もしくは課題は何があったかについて御質問いたします。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 小寺議員の御質問にお答えさせていただきます。

教訓といたしましては、コロナ禍の中で、施設の運営やPRの仕方の難しさを改めて感じております。

今後、養老町での認知度の向上や利用促進に力を入れるとともに、近隣市町の事業者等へのPR、営業活動も強化してまいりたいというふうに考えております。

また、町内事業者と連携した事業、例えばDMCビジネス推進事業、お試し移住推進、空き家リフォーム宿泊施設等の事業と利用者の拡大促進を図ってまいりたいと考えております。

また、養老公園観光拠点整備プロジェクト事業におきましても、観光滞在時間の延伸の取組として実施しておりますワーケーションプランの造成など、現在構築しておりますので、これらとも並行してまいる所存でございます。

他方では、エネルギー価格の高騰により、企業の事務所経費の増大や、自宅でのテレ

ワークを行う方からは、他所での仕事を行いたいというニーズもございますので、そういった需要への利用者増進のためのPR活動も展開してまいりたいと思います。

そのほかにも、子育て世代からの利用ニーズは非常に高いと思っております。また、都市部に住む親さんからは、地方での自然体験や農業体験といったウェルビーイングな活動需要がありまして、それらを可能とする施設の利用から子育てに必要な受入先の用意を行うなど、包括的な取組としまして制度の構築の検討を行いながら、利用者の獲得にも努めてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 先ほど質問の説明のところで少しはしりましたので、もう少し分かりやすく説明したいのですけれども、施設運営に対しまして、課題、教訓は絶対的に必要なことだと理解しております。先ほどの都市部に住む親の方から関心が高いこと、また子育て世代からのニーズが高いことは非常に重要なことです。この事柄をしっかりと理解して、テレワークの中で大切にしてもらいたい。

それで、2点、もう一度質問させていただきます。

1点目、養老町職員にテレワーク施設を利用してもらい、その意見を反映させる考えはありますか。

それから、2点目として、全国の養老町にちなんだ自治体、企業に働きかけて、特別にテレワーク施設の利用枠、養老及び親孝行のようなものです、を設けて、全国に発信して利用契約促進を行う考えはありますか。

以上2点について再質問させていただきます。

○議長（大橋三男君） 町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

小寺議員の再質問に御回答申し上げます。

昨年度、コロナ禍でリモートワークが必要とされた折に、施設を町職員のサテライトオフィスとして利用をしております。その際に職員から様々な改善点が上げられておりますので、そういったものをできるものから反映はさせてもらっております。

利用促進につきましては、様々な方法が考えられると思いますので、今回上程しております新たな指定管理者と共に協議しながら、より多くの方に御利用いただけるよう進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（大橋三男君） 小寺光信君。

○3番（小寺光信君） 1点目の回答では、既に行っているとのことですが、種々の改善点があることは、まだまださらによくなるということです。2点目の回答でも、利用促進について様々な方法が考えられるということは、いろいろな方法があるということで

す。正解である答えを出すことは非常に難しいことはよく理解しておりますが、最初の質問の説明の中で、一般社団法人日本テレワーク協会などが定めたセキュリティーの最高評価、トリプルスターに認証されたという環境の中で、これをもっとアピールして、養老町のテレワーク施設は全国においてどこにも負けない、働き方改革にも十分に貢献できる施設であるという、本来のテレワークから改革、発展したテレワーク施設として見られることを強く強く要望いたしまして、私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（大橋三男君） 以上で、3番 小寺光信君の一般質問を終わります。

これで日程第4、町政一般に関する質問を終わります。

いましばらくお待ちください。

○議長（大橋三男君） それでは、日程第5、発議第3号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、13番 水谷久美子君の退場を求めます。

〔13番 水谷久美子君 退場〕

○議長（大橋三男君） それでは、本案は議員提案の案件でございますので、代表議員による趣旨説明を求めます。

8番 吉田太郎君。

○8番（吉田太郎君） ただいまは、上程されました発議第3号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議について趣旨説明をさせていただきます。

発議第3号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議についての議案を、別紙のとおり養老町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年3月14日提出、提出者、養老町議会議員 吉田太郎、賛成者、養老町議会議員 野村永一、賛成者、養老町議会議員 早崎百合子、賛成者、養老町議会議員 長澤龍夫、賛成者、養老町議会議員 北倉義博、賛成者、養老町議会議員 小寺光信、賛成者、養老町議会議員 清水由美子、賛成者、養老町議会議員 西脇康。

以下、決議書を朗読させていただきます。

水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議。

水谷久美子議員は、令和5年2月11日に、養老町栗笠地内において、自身が運転する乗用車が、女子高校生が運転する自転車に衝突する交通事故を起こしました。

その際、水谷議員は、運転者でありながら警察への報告を怠り、さらに負傷者の救護を同乗者に任せ、現場を離れて自身が企画していた議員活動である報告会に向かった。その結果、女子高校生は同乗者の家族が運転する乗用車により西美濃厚生病院に搬送され、救急車は要請されず、警察への報告も女子高校生の保護者からされた。

こうした養老町民の生命・財産より自身の議員活動を優先した水谷久美子議員の事故対応は、事故発覚時より問題視され、町議会が設置した町議会議員政治倫理審査会にお

いても、町民全体の代表者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、町民の疑惑を招くおそれのある行為をしないことと定めた町議会議員としての政治倫理基準に違反していると結論づけられ、町議会の名誉・品位を守り、町民の信頼を回復することを目的とした措置として、議長から水谷議員に対し、議員の辞職勧告がされました。

しかしながら、事故発生から現在に至るまで議員辞職願の提出はなく、このままでは町議会の名誉や品位が損なわれ、町民の信頼を失うことは明白である。

よって、本町議会は、水谷久美子議員に対し、町議会議員の職を辞するよう勧告する。

以上のとおり決議とする。

令和5年3月16日、養老町議会。

以上、趣旨説明を終わります。

○議長（大橋三男君） 説明が終わりました。

ただいまより代表議員への質疑を行います。

質疑はありませんか。

よろしいか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず、反対の討論を許可いたします。

なしですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（大橋三男君） 田中議員。

○11番（田中敏弘君） 無記名の投票による選挙を求めます。

〔「賛成」の声あり〕

〔挙手する者あり〕

○議長（大橋三男君） はい。

○8番（吉田太郎君） 記名投票でお願いします。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 先ほど同時に記名投票と無記名投票の要求がありましたので、会議規則第82条第2項の規定により、まずいずれの投票方法によるかについて、無記名投

票により決定をいたします。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大橋三男君） それでは、ただいまの出席議員は10名でございます。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に西脇康君、清水由美子君、以上を指名します。

それでは、投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（大橋三男君） 念のため申し上げます。記名投票によるを可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入をお願いします。

〔「否とする」の声あり〕

○議長（大橋三男君） もう一度言います。念のため、記名投票によるを可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記入をお願いします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大橋三男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

初めに、1番議員から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） なしと認め、投票を終わります。

それでは、開票を行います。

西脇康君、清水由美子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（大橋三男君） それでは、投票結果を申し上げます。

投票総数10票、有効投票10票です。無効投票はありませんでした。

したがって、内容は、賛成が7票、反対が1票、白票が2票でした。

以上の結果により、本件の表決は記名による投票により行うことと決定をいたしました。

それでは、発議第3号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議についての採決に

移ります。

ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に小寺光信君、北倉義博君、以上2名を指名します。

それでは、投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（大橋三男君） 念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成、否とする諸君は反対と記載の上、自己の氏名を併記願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大橋三男君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順次投票願います。

〔投 票〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大橋三男君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行います。

小寺光信君、北倉義博君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大橋三男君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、有効投票8票、無効投票2票です。

有効投票のうち、賛成が8、反対がゼロ、白票がゼロです。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

（賛成 8票）

1番 西 脇 康

2番 清 水 由美子

3番 小 寺 光 信

4番 北 倉 義 博

6番 長 澤 龍 夫

8番 吉 田 太 郎

9番 早 崎 百合子

10番 野 村 永 一

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（大橋三男君） それでは、水谷久美子君の入場を許可いたします。

〔13番 水谷久美子君 入場〕

○議長（大橋三男君） それでは、13番 水谷久美子君に報告をいたします。

発議第3号 水谷久美子議員に対する議員辞職勧告決議については可決されました。

○議長（大橋三男君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

なお、議会最終日は、明日3月17日金曜日午前9時30分より再開いたします。

本日はこれもちまして散会をいたします。御苦労さまでした。

（散会時間 午前11時42分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 3 月 16 日

議 長 大 橋 三 男

議 員 早 崎 百 合 子

議 員 野 村 永 一